# 部活動に係る活動方針（令和7年度改訂）

船橋市立習志野台中学校

## 1 学校教育目標

校訓 「立志・自立」～志を立て、夢に向かって自ら努力する生徒の育成～

## 2 部活動の意義

部活動は、生徒がスポーツや文化及び芸術等に親しむことで、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものとして学校教育の一環として行われるものである。また、体力や技能の向上を図る以外にも、好ましい人間関係の形成や社会性・協調性・公共性を身につけるなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義が大きい。

## 3 部活動の基本方針

○顧問は、担当する部の特性等を踏まえ、合理的かつ効率的・効果的な活動を工夫し、過度な練習や行き過ぎた指導にならないよう適切な指導に努める。

○平日の活動時間（準備、片付け等を除く主活動の時間）は原則2時間程度とし、土曜日及び日曜日を含む学校の休業日は、原則3時間程度とする。これを超えて活動する場合であっても、その前後の期間に活動時間を短縮すること等により、過度にならないように調整する。

○学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上の、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。ただし、大会等のために土曜日・日曜日ともに活動した場合は、他の日に休養日を振り替えるよう努める。長期休業中も学期中に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間についても考慮する。また、本校の生徒数や部活動数・施設等の状況から、曜日を定めて一斉に活動を休止することは行わない。

○生徒の学習時間の確保ができるよう、定期試験前平日3日及び休日どちらか 1 日を含める 4 日前から諸活動停止とする。ただし、大会等の場合は、管理職の許可を得て保護者に周知の上活動する場合もある。

○顧問は、活動の際、けがや熱中症等の発生に十分注意し、生徒の安全の確保に十分配慮する。また、けが等が発生した場合は迅速かつ適切に保護者や医療機関と対応し、管理職、養護教諭への報告・相談を行う。

○顧問は、年度始めの部活動保護者会等で、学校全体の目標や方針、各部の目標や方針、計画、会計等について説明し、理解を得ながら活動する。また、毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、生徒・保護者に配付・周知する。

○その他、部活動運営計画を別に定める。